

学術認証フェデレーション実施要領

〔平成 22 年 3 月 10 日〕
〔学術情報ネットワーク運営・連携本部決定〕
改正 平成 23 年 1 月 17 日
改正 平成 24 年 3 月 22 日

(目的)

第 1 条 この要領は、国立情報学研究所学術情報ネットワーク運営・連携本部認証作業部会（以下「認証作業部会」という。）が実施する「学術認証フェデレーション」（以下「フェデレーション」という。）を実施するために必要な事項を定める。

(フェデレーションの概要)

第 2 条 フェデレーションは、大学等が構築した認証基盤を連携し、他機関との認証連携を実現することを目的として、技術仕様、運用ルール、利用方法等について参加機関間で調整し、合意形成を行うことを通じて、認証連携を進めるものである。

(定義)

第 3 条 この実施要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 Identity Provider : 組織の ID を他機関に提供する管理するためのサーバ（以下「IdP」という。）
- 二 Service Provider : IdP の認証を利用して運用されるサーバ（以下「SP」という。）
- 三 学術サービス : 学術研究・教育並びにその支援のための管理業務の利用に供するサービス
- 四 メタデータ : IdP 及び SP の情報を記録したデータ
- 五 属性情報 : IdP 内に記録される個人情報及びその項目

(参加機関)

第 4 条 フェデレーションへ参加できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 学術情報ネットワークに加入する大学、短期大学、高等専門学校、大学共同利用機関で、IdP または SP を構築しようとする機関
- 二 学術情報ネットワークに加入する大学共同利用機関法人、独立行政法人、地方独立行政法人、学校法人、国公立試験研究機関で、IdP または SP を構築しようとする機関
- 三 日本学術会議協力学術研究団体のうち認証作業部会が認めた団体で、IdP または SP を構築しようとする機関
- 四 前第一号から第三号の機関へ学術サービスを提供することを目的として、SP を構築しようとする機関
- 五 前第一号から第四号の機関が提供する学術サービスを利用することを目的として IdP を構築しようとする機関で、フェデレーションへの参加が必要であると認証作業部会が特に認めたもの

(運営組織)

第 5 条 認証作業部会は、フェデレーションの実施主体として、フェデレーションの実施にかかる方針を決定する。

- 2 認証作業部会は、認証作業部会の下にフェデレーション運用タスクフォースを設置し、次の各号に定める業務を委任する。

- 一 参加機関の審査及び承認
- 二 フェデレーションの運営に必要なサーバの管理
- 三 フェデレーションに関する技術的な検討
- 四 認証作業部会が定める参加の申請、システム運用基準、情報の保護に関する事前検討

3 フェデレーション運用タスクフォースの体制については、認証作業部会が別に定める。
(事務局)

第6条 フェデレーションの円滑な運営を目的として、国立情報学研究所に学術認証フェデレーション事務局（以下「事務局」という。）を置く。事務局は本実施要領及び認証作業部会が別に定める規程等に基づき、フェデレーション運営に関する庶務を行うものとする。

(参加の申請)

第7条 フェデレーションに参加しようとする者は、認証作業部会が別に定める方法で事務局へ参加の申請を行い、承認を得るものとする。申請方法については、認証作業部会が別に定める。

(運用責任者)

第8条 参加機関は、IdP または SP ごとに運用責任者を置くものとする。運用責任者は、事務局から配布されるメタデータの更新及び IdP または SP の管理・運用を行うものとする。

(システム運用基準)

第9条 フェデレーションの仕様と運用方法については、認証作業部会が別に定める学術認証フェデレーションシステム運用基準によるものとする。

(情報の保護)

第10条 参加者はフェデレーションで扱う情報、属性情報、メタデータ、証明書の取扱いにおいて、次の各号を遵守すること。

- 一 IdP 提供機関が提供する個人情報の取扱いに関し、法令の定めによるほか、認証作業部会が別に定めるフェデレーション個人情報保護ポリシーを遵守すること。
- 二 学術コンテンツの著作権を尊重し、SP 提供機関が許諾した範囲内で利用すること。

(フェデレーションからの除名)

第11条 フェデレーション参加申請に虚偽があったと認められる場合及びフェデレーションの運用妨害、信頼を損ねる行為を行ったと認められる場合、認証作業部会は当該参加者をフェデレーションから除名することができる。

(免責)

第12条 認証作業部会、フェデレーション運用タスクフォース及び事務局は、第5条第2項1号及び2号に定める事項を除いて一切責任を負わない。

(実施期間)

第13条 本実施要領に基づくフェデレーションは、本要領が施行された日から平成27年3月31日までの間実施する。

(協議事項)

第14条 この要領に取り決めのない事項について対応の必要が生じた場合、参加機関、認証作業部会ならびに事務局は誠意を持って協議を行い、これを解決するものとする。

(雑則)

第15条 この要領に定めるもののほか、学術認証フェデレーションの運用に必要な事項

については、認証作業部会が定める。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 23 年 1 月 17 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 24 年 3 月 22 日から実施する。